北上市子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定規則の一部を改正する規則

北上市子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定規則（平成27年北上市規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（認定の通知等） 第４条　法第20条第４項の規定による認定の通知及び支給認定証の交付は、子どものための教育・保育給付認定通知書兼支給認定証（様式第２号）により行うものとする。 ２　法第20条第５項の規定による認定をしないときの通知は、子どものための教育・保育給付不認定通知書（様式第３号）により行うものとする。	（認定の通知等） 第４条　法第20条第４項の規定による認定の通知及び支給認定証の交付は、教育・保育給付認定決定通知書により行うものとする。 ２　法第20条第５項の規定による認定をしないときの通知は、子どものための教育・保育給付不認定通知書（様式第２号）により行うものとする。
（利用者負担額の通知） 第５条　府令第７条の規定による教育・保育給付認定保護者の利用者負担額に関する事項の通知は、特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書（様式第４号）により行うものとする。	（利用者負担額の通知） 第５条　府令第７条の規定による教育・保育給付認定保護者の利用者負担額に関する事項の通知は、利用者負担額決定通知書により行うものとする。
（現況の届出） 第７条　府令第９条第１項の現況の届書は、子どものための教育・保育給付認定現況届（様式第５号）によるものとする。	（現況の届出） 第７条　府令第９条第１項の現況の届書は、子どものための教育・保育給付認定現況届（様式第３号）によるものとする。
（利用者負担額の変更の通知） 第８条　府令第９条第４項（府令第11条第３項の規定により準用する場合を含む。）の規定による利用者負担額に関する事項の変更の通知は、特定教育・保育施設等利用者負担額変更	（利用者負担額の変更の通知） 第８条　府令第９条第４項（府令第11条第３項の規定により準用する場合を含む。）の規定による利用者負担額に関する事項の変更の通知は、利用者負担額変更通知書により行うもの

通知書（様式第６号）により行うものとする。	とする。
（教育・保育給付認定の変更の認定の申請）	（教育・保育給付認定の変更の認定の申請）
第９条　府令第11条第１項の教育・保育給付認定の変更の認定の申請書は、子どものための教育・保育給付認定変更申請書（様式第７号）によるものとする。	第９条　府令第11条第１項の教育・保育給付認定の変更の認定の申請書は、子どものための教育・保育給付認定変更申請書（様式第４号）によるものとする。
（市長の職権による教育・保育給付認定の変更の通知）	（市長の職権による教育・保育給付認定の変更の通知）
第10条　府令第12条第１項の規定による教育・保育給付認定の変更の認定の通知は、子どものための教育・保育給付認定通知書兼支給認定証により行うものとする。	第10条　府令第12条第１項の規定による教育・保育給付認定の変更の認定の通知は、教育・保育給付認定決定通知書により行うものとする。
（教育・保育給付認定の取消しの通知）	（教育・保育給付認定の取消しの通知）
第11条　府令第14条第１項の教育・保育給付認定の取消しの通知は、子どものための教育・保育給付認定取消通知書（様式第８号）により行うものとする。	第11条　府令第14条第１項の教育・保育給付認定の取消しの通知は、教育・保育給付認定取消通知書により行うものとする。
（申請内容の変更の届出）	（申請内容の変更の届出）
第12条　府令第15条第１項の申請内容の変更の届書は、子どものための教育・保育給付申請内容変更届出書（様式第９号）によるものとする。	第12条　府令第15条第１項の申請内容の変更の届書は、子どものための教育・保育給付申請内容変更届出書（様式第５号）によるものとする。
（支給認定証の再交付の申請）	（支給認定証の再交付の申請）
第13条　府令第16条第２項の支給認定証の再交付の申請書は、支給認定証再交付申請書（様式第10号）によるものとする。	第13条　府令第16条第２項の支給認定証の再交付の申請書は、支給認定証再交付申請書（様式第６号）によるものとする。
（認定の申請）	（認定の申請）
第14条　府令第28条の３第１項の認定の申請書は、子育てのための施設等利用給付認定申請書（様式第11号）によるものとする。	第14条　府令第28条の３第１項の認定の申請書は、子育てのための施設等利用給付認定申請書（様式第７号）によるものとする。

（認定の通知等） 第15条　法第30条の５第３項の規定による認定の通知は、子育てのための施設等利用給付認定通知書（様式第12号）により行うものとする。	（認定の通知等） 第15条　法第30条の５第３項の規定による認定の通知は、施設等利用給付認定決定通知書により行うものとする。
２　法第30条の５第４項の規定による認定をしないときの通知は、子育てのための施設等利用給付不認定通知書（様式第13号）により行うものとする。	２　法第30条の５第４項の規定による認定をしないときの通知は、子育てのための施設等利用給付不認定通知書（様式第８号）により行うものとする。
（現況の届出） 第16条　府令第28条の６の現況の届書は、子育てのための施設等利用給付認定現況届（様式第14号）によるものとする。	（現況の届出） 第16条　府令第28条の６の現況の届書は、子育てのための施設等利用給付認定現況届（様式第９号）によるものとする。
（施設等利用給付認定の変更の認定の申請） 第17条　府令第28条の８の施設等利用給付認定の変更の認定の申請は、子育てのための施設等利用給付認定変更申請書（様式第15号）によるものとする。	（施設等利用給付認定の変更の認定の申請） 第17条　府令第28条の８の施設等利用給付認定の変更の認定の申請は、子育てのための施設等利用給付認定変更申請書（様式第10号）によるものとする。
（市長の職権による施設等利用給付認定の変更の通知） 第18条　府令第28条の９の規定による施設等利用給付認定の変更の通知は、子育てのための施設等利用給付認定通知書によるものとする。	（市長の職権による施設等利用給付認定の変更の通知） 第18条　府令第28条の９の規定による施設等利用給付認定の変更の通知は、施設等利用給付認定決定通知書によるものとする。
（施設等利用給付認定の取消しの通知） 第19条　府令第28条の11の規定による施設等利用給付認定の取消しの通知は、子育てのための施設等利用給付認定取消通知書（様式第16号）によるものとする。	（施設等利用給付認定の取消しの通知） 第19条　府令第28条の11の規定による施設等利用給付認定の取消しの通知は、施設等利用給付認定取消通知書によるものとする。
（申請内容の変更の届出） 第20条　府令第28条の12の申請内容の変更の届書は、子育ての	（申請内容の変更の届出） 第20条　府令第28条の12の申請内容の変更の届書は、子育ての

ための施設等利用給付認定変更届出書（様式第17号）によるものとする。 （補則） 第21条　［略］	ための施設等利用給付認定変更届出書（様式第11号）によるものとする。 （申請書等の様式） 第21条　この規則に規定する申請書、届出書その他書類の様式は、市長が別に定める。 （補則） 第22条　［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。	

様式第２号を削り、様式第３号を様式第２号とする。

様式第４号を削り、様式第５号を様式第３号とする。

様式第６号を削り、様式第７号を様式第４号とする。

様式第８号を削り、様式第９号を様式第５号とし、様式第10号を様式第６号とし、様式第11号を様式第７号とする。

様式第12号を削り、様式第13号を様式第８号とし、様式第14号を様式第９号とし、様式第15号を様式第10号とする。

様式第16号を削り、様式第17号を様式第11号とする。

附　則

この規則は、令和９年３月８日から施行する。